

■2024 年度 A 日程 法曹コース特別選抜入学試験・一般入学試験
法律科目試験「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

(1) について

Aの請求は認められない。受任者Cの受任事務処理（本件入金）完了により、AC間の委任契約はAの解除の意思表示（民651条1項）をまたずに終了しており、委任契約解除に基づく原状回復の問題を生じないからである。

Aが委任契約終了の対抗力を争ったとしても、本件入金の完了を知らされていた以上、Cは、Aの解除の意思表示前にAC間の委任契約が終了していたことを、Aに対抗することができる（民645条・655条）。

仮にA解除が有効であるとしても、委任の解除には遡及効がなく（民652条）、受任者Cがすでにした受任事務終了の範囲には及ばず、Cは、委任事務終了前の状態を回復する義務を負わない。

(2) について

Fの金銭受領は、Fの債権の給付保持力によって、少なくともBとの関係で保護される。反面、その保護が、対世的に、具体的にはAとの関係においても認められるかは、別問題である。とはいえ、Fの金銭受領をAとの関係で積極的に不当利得と認めるには、設例中の事実のみでは足りない。もしこれを認めるならば、債権者は、弁済に供せられる金銭の由来を常に調査しなければ、安心してこれを受領することができなくなるからである。

そこで、判例は、債権の弁済に供せられた金銭が無資力債務者の騙取に係るものであり、かつ、このことについて債権者に弁済受領時における悪意又は（仮に善意でも）重過失があったこと認められる場合に、当該弁済受領が、被騙取者に対する関係で不当利得となるものとした。

したがって、設例外の特段の事実として、BがB口座から100万円の払戻しを受けた時に本件入金に正当な法的原因のないことを知っていたこと、及び、Bの弁済がそのような騙取金銭によるものであることをFがその受領時において知っていたか又は軽微な注意さえ払えば知ることができたはずであるとの法的評価を根拠づける事実が存したことによって、AのFに対する不当利得返還請求は認められることになる。なお、Bがかねて資金に窮乏していたことは、設例に所与の事実である。

(3) について

本件相殺は、一見、民法上の法定相殺の要件を充たして有効になされたように見え

る。しかし、本件入金が誤ってなされたのであれば、本件預金債権の正当な帰属主体はBではないことになる。それにもかかわらずBを本件預金債権の主体としてした本件相殺の成果は、あたかも、D銀行が、資金に窮乏するBからは債権回収を見込めなかったにもかかわらず、正当にBに帰属するのではない第三者（A）の財貨を、Bに対する自己の債権の満足に充てた結果であるといえることができる。

仮にB自身が、本件預金債権の自己に正当に帰属せずむしろAに帰属すべきことを知って、その払戻金をD銀行に対する融資債務の弁済に充てたとすれば、D銀行は、資金に窮乏していたBがAから騙取した金銭により自己の債権の弁済を得たことになるから、騙取金銭による弁済受領の不当利得性に関する判例に従い、その払戻金の騙取性について弁済受領時にD銀行に悪意又は重過失のあったことが認められれば、D銀行の弁済受領の成果は、Aに対する関係で不当利得と評価されることになる。

ところが、本件におけるD銀行の債権の満足は、D銀行による法定相殺の方法によって得られたものであり、そこには、Bの主観的容態の関与は存しない。そうすると、本件においてAに対するD銀行の利得の不当性を肯定するには、もはや融資債務者Bの主観的容態を問う余地はなく、もっぱらD銀行の主観的容態に注目すれば足りる、といえることができる。

しかるところ、D銀行は、本件相殺時においてすでにAから、本件入金が入金されたものであることを伝えられており、その真偽について、A・B双方から事情を聴くなど、相応の調査をすることが容易であったはずである。したがって、D銀行がそのような調査をして本件預金債権が正当にBに帰属するものとの心証を得たうえで本件相殺を行ったとの事実が認められるのではない限り、D銀行は、本件預金債権の正当な帰属主体がBでないことにつき、たとえ善意であったとしても、少なくとも重大な過失があったとの評価を受けるに足りる主観的容態において、漫然、本件相殺を実行したといえることができる。

よって、設例外の特段の事実が存したと認められるまでもなく、設例中の事実のみにより、本件相殺の成果はAに対するD銀行の不当利得に当たるものとして、その返還を求めるAの請求は認められるべきである、と考えられる（注）。

（注） D銀行に重過失ありとの評価には、設例事実だけでは足りず、AがBに金銭を交付する理由が存しないことをより具体的に示唆する疎明資料がD銀行に提供されていたことが必要である、と見る立場などもあってよい。